【課徴金額】　23万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成23年10月12日
　課徴金納付命令日　平成23年11月14日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　トラベラー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成23年11月２日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、トラベラー株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年８月３日午前８時59分ころから同月17日午後１時48分ころまでの間、６取引日にわたり、高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計７万3,000株の買付け及び合計１万7,000株の売付けを行い、同株式の株価を118円から169円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
【課徴金額】　43万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成23年11月２日
　課徴金納付命令日　平成23年12月26日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　株式会社ＶＳＮ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成23年12月20日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社ＶＳＮ（以下「ＶＳＮ」という。）の役員から、同人がＶＳＮとＲホールディングス株式会社（以下「Ｒホールディングス」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し知った、Ｒホールディングスの業務執行を決定する機関が、ＶＳＮの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年８月16日より前の同月２日から同月11日までの間に、自己の計算において、ＶＳＮの株式合計3,900株を買付価額合計233万2,100円で買い付けた。
【課徴金額】　98万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成23年12月20日
　課徴金納付命令日　平成24年１月20日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪　日本風力開発株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成24年２月３日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、日本風力開発株式会社（以下「日本風力開発」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の異動、それに伴い平成22年３月期の有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年６月14日より前の同月８日、自己の計算において、日本風力開発の株式合計50株を売付価額合計918万7,900円で売り付けた。
【課徴金額】　653万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成24年２月３日
　課徴金納付命令日　平成24年３月２日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫　高木証券株式会社顧問による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成24年２月３日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、高木証券株式会社（以下「高木証券」という。）の顧問であったものであるが、その職務に関し、①同社の平成23年３月期第２四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として55億9,000万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務執行を決定する機関が平成23年３月期の中間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成22年７月28日に公表された予想値は３円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は０円となり、公表された直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、上記各事実の公表がされた平成22年10月26日午後３時ころより前の同月22日午前９時４分ころから同月26日午後零時32分ころまでの間、自己の計算において、高木証券の株式合計４万2,000株を売付価額合計450万8,000円で売り付けた。
【課徴金額】　131万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成24年２月３日
　課徴金納付命令日　平成24年３月29日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬　アサヒ衛陶株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成24年２月28日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成23年11月期の当期純利益について、平成23年１月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が7,400万円として公表がされた平成23年４月14日より前の同月６日及び同月12日、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2,000株を買付価額合計12万4,000円で買い付けた。
【課徴金額】　10万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成24年２月28日
　課徴金納付命令日　平成24年３月29日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。